

## 「(仮称) 白岡市住民投票条例の骨子」に対するパブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間 平成25年6月10日(月)～7月10日(水)  
 2 意見提出件数 1名1件  
 3 提出意見の概要 以下のとおり

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>白岡市は9月議会で住民投票条例を制定しようと、先ごろ(6月10日)条例案の骨子が公表され、7月10日までに住民からのパブリックコメントを募集しています。</p> <p>条例案によれば、投票権を持つものは公職選挙法の白岡市の議会の議員及び長の選挙権を有する者としています。つまり、日本の国籍をもち、20歳以上のものと限定しているわけです。</p> <p>私はこの条例では18歳以上の白岡市の住民に投票権を与えるべきだと思います。理由は</p> <p>1、白岡市は「白岡市自治基本条例」で次世代の子どもが「まちづくりに参画することを促進する。」としており(18条2項)、「2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となる子どもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。」との規定があること、また18歳以上の者に選挙権や被選挙権を与えることは世界的な流れであると考えます。</p> <p>2、現在白岡市には約300名ほどの外国人が住んでいます。この方々も当然白岡市の住民であります。2012年7月より「外国</p>	<p>住民投票条例に基づく住民投票は、市長と議会の2元代表制による市政運営を補完するため、市民の方の意思を直接的に確認するものです。</p> <p>また、住民投票に付される事項は、市政運営上の重要事項とされており、投票の結果は、議会及び市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられることから、その投票資格は、市議会議員及び市長の選挙権を有する者との同一の要件とすることが適当であると考えます。</p> <p>20歳未満や外国人の方の参政権については、国等において議論が行われているところですが、現時点では方向性が定まらない状況となっておりますことから、本条例においては投票資格者の規定を「公職選挙法第9条第2項に規定する白岡市の市議会議員及び長の選挙権を有する者」とし、国における参政権の方向性が定まり、公職選挙法が改正された場合には、本条例もそれに準拠できるようにしています。</p>

人登録法」が廃止され、外国人は日本人と同様に「住民基本台帳」に登録されることになりました。同じ「住民」基本台帳に記載されているのに外国人を排除する理由は何もありません。

以上の点から市の条例案は是非再検討されるべきだと思います。仄聞(そくぶん)するところでは条例を検討する会議でもこうした意見があったようですが、事務作業上の理由で原案となったようであります。

市にとって重要な案件について住民の意見を求めるのであれば、こうした理由で条例が制定されるべきではないと思います。世界はグローバル化しており、「国際化」の時代になり、「多文化共生」社会の形成が叫ばれる現在、外国人を排除するのは時代に逆行するものと考えます。

こうした観点から白岡市住民投票条例(案)を再検討いただき、18歳以上の白岡市民が意見表明をできる条例を制定するよう要望します。